

自転車等駐車場における減額制度について

自転車等駐車場(有人施設)では、次のとおり減額制度があります。

■ 対象者

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 療育手帳の交付を受けている方
- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 4 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により医療受給者証の交付を受けている方

■ 減額内容

利用料金の 50 パーセントに相当する額を減額

■ 利用方法

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、医療受給者証または障害者手帳アプリをご持参のうえ、直接利用する施設に、ご利用前に申し込んでください。

詳しくは、自転車等駐車場管理事務所(TEL0466-43-9269)にお問い合わせください。